

答申第 863 号

諮問第 1525 号

件名：課常会に関する資料の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 3 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 12 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。

会議を実施したが、1 年の間に、会議資料が 1 枚も存在しない、ということ、ありえない。

よって、これらに関する文書が存在するはずなので、開示を求める。

3 処分庁の主張要旨

処分庁が審査庁である愛知県公安委員会（以下「審査庁」という。）に提出した弁明書によると、処分庁の主張は、次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由に対する認否

「開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。」について争う。

(3) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受理

平成 29 年 3 月 29 日、処分庁は、審査請求人から「課常会に関する資料（平成 28 年中のものに限る） ※課常会とは、交捜発第 2003 号、

平成 28 年 8 月 17 日付、警察宛苦情の処理結果（報告）の 5 頁で記載のものをいう。」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

(イ) 請求内容の確認

本件開示請求は、平成 28 年中に行われた課常会に係る資料を求めるものであるが、本件開示請求書に「※課常会とは、交捜発第 2003 号、平成 28 年 8 月 17 日付、警察宛苦情の処理結果（報告）の 5 頁で記載のものをいう。」との記載があることから、平成 29 年 3 月 29 日、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）警務部住民サービス課情報公開センター職員が審査請求人に架電し、「警察本部交通部交通捜査課（以下「交通捜査課」という。）で行われた課常会に関する資料」を求めているのか確認したところ、審査請求人から「はいそうですね、交通捜査課で行われた課常会に関する資料で、平成 28 年中のものということです。」との回答を得た。

したがって、本件開示請求は、平成 28 年中に交通捜査課で行われた課常会に係る資料を求めているものと判断した。

(ウ) 本件開示請求に係る対象文書の調査及び行政文書不開示決定

交通捜査課において本件開示請求に係る対象文書を調査したところ、開催内容等について記載した行政文書は作成されておらず、本件対象文書は存在しないことを確認したことから、処分庁は、平成 29 年 4 月 12 日付けで行政文書不開示決定を行った。

(エ) 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 4 月 14 日付けで本件処分に対する審査請求を行った。

イ 平成 28 年中の課常会について

交通捜査課は課常会と称し、定期的（月 1 回、月末）に同課員を招集し、幹部が同課員に対して連絡すべき事項について口頭で指示・伝達しているが、その課常会の開催や内容の記録を定めた規程等は存在しない。

平成 28 年中に開催された交通捜査課における課常会についても、幹部が口頭により指示・伝達する形式で行われており、指示・伝達事項などの開催内容について記載した行政文書は作成されておらず、本件開示請求に係る対象文書は存在しないことを確認した。

ウ 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由について、「開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。」との主張をしているが、上述したとおり、交通捜査課では、課常会の開催に関して文書は作成しておらず、本件開示請求に係る対象文書が存在しないことは明らかであることから、行政文書不開示決定とした本件処分は適正にな

された処分であり、本件審査請求における審査請求人の主張は失当であることは明らかである。

エ 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び審査請求書並びに処分庁が審査庁に提出した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、平成 28 年中に交通捜査課で行われた課常会に関する資料と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、交通捜査課は課常会と称し、定期的に交通捜査課の課員を招集し、幹部が課員に対して連絡すべき事項について口頭で指示・伝達しているが、その課常会の開催や内容の記録を定めた規程等は存在しないとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、課常会は、通常、交通捜査課の課員のうち 8 割から 9 割程度が出席し、10 分から 20 分程度で行われ、交通捜査課の課長の他、次長又は課長補佐が課員に対して業務上の一般的な事項を指示・伝達するほか、庶務的な事項などの連絡事項があれば係長が伝達しているとのことである。

そして、課常会は、例えば、あおり運転等の社会的に注目されている交通事故が発生した場合には見逃すことなく幹部へ報告するようといった一般的な指示・伝達を口頭で行う場であり、具体的な資料等を示して指示・伝達を行うということはなく、業務上の専門的な指示・伝達は、課常会以外の場で個別に担当の係の課員に対して行われているとのことである。また、保険の申込みや税金の控除の締切りといった庶務的な事項の伝達については、別途、各課員へメール等により伝達されているが、課員が失念することのないよう補助的に課常会においても連絡しているとのことである。

なお、課常会の開催場所は、常に同じ場所であり、開催日時は、口頭

で連絡しているとのことである。

課常会の性質及び態様が、前記のとおりであることからすれば、交通捜査課において課常会に関する資料は作成しておらず、本件開示請求に係る対象文書が存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ したがって、本件請求対象文書を作成しておらず、不存在であるとしたことについての処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

課常会に関する資料（平成 28 年中のものに限る）

※ 課常会とは、交捜発第 2003 号、平成 28 年 8 月 17 日付、警察宛苦情の処理結果（報告）の 5 頁で記載のものをいう。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 5. 24	諮問
29. 5. 25	処分庁の弁明書の写しを審査庁から受理
29. 12. 7 (第 538 回 審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 1. 15 (第 540 回 審査会)	審議
30. 1. 29	答申